

## 四日市市学校づくり協力者会議設置要綱

(設置)

第1条 地域住民、保護者等が学校（以下、幼稚園を含む）と協働して四日市市学校教育ビジョンの実現を図るため、各幼稚園及び各小中学校に学校づくり協力者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 学校の運営に関し意見を述べること。
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第67条（同規則第79条で準用する場合も含む）に規定する評価を行うこと。

(委員)

第3条 会議の委員は、5人以上をもって組織する。ただし、幼稚園における会議の委員については、3人以上をもって組織するものとする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから当該学校長または園長の推薦に基づき、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 当該学校の学校評議員
- (2) 当該学校区の地域の住民（幼稚園においては、園の所在地がある小学校区等の地域の住民）
- (3) 当該学校に在籍する園児又は児童・生徒の保護者
- (4) 当該学校に属さない教職員
- (5) 学識経験者
- (6) その他教育委員会が必要と認めた者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該年度末日までとし、再任を妨げない。委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、無報酬とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、招集した委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 校長または園長は、会議に出席し、学校運営に関する説明や報告を行うとともに、意見を述べることができる。

4 委員長は、校長または園長と協議を行い必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(遵守事項)

第6条 委員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 在職中及びその職を退いた後、職務上知り得た秘密を漏らさないこと。

(2) その職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為を行わないこと。

(3) 会議の運営に支障をきたす行為を行わないこと。

(解嘱)

第7条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱又は解任することができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(庶務)

第8条 会議の庶務は、当該学校において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(教育委員会指導課)